

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	日本暗号資産等取引業協会は一般社団法人であり、民間団体の「電子決済手段信用取引に関する規則」を採用した理由を示されたい。	電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第32条第7項においては、認定資金決済事業者協会の規則に定める額を代用価格とする旨が規定されており、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会は資金決済に関する法律第87条に規定する認定資金決済事業者協会であることから、当該協会の規則を指定しております。